

財務省告示第百七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件（平成十六年七月財務省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

財務大臣 額賀 福志郎

第一号中「K七五五八2」を「K七五五八（一九八六）2」に改め、第二号中「Z六〇〇一附属書A2（文書用マイクロフィッシュの実用品位数）」を「B七一八七附属書1の2（マイクロフォームの実用品位数）」に改める。